

【消火器薬剤詰替え事業】

消火器薬剤詰替え事業が始まりました

平成 24 年度から岐阜県内で発生した火災時において、地域住民が善意によって初期消火を行うために使用した消火器の薬剤詰替え等を行う場合に、(財)岐阜県消防設備保安協会が全額費用負担する事業を開始しました。

1 対象消火器

火災現場付近にいるもので、応急消火義務者(火災を発生させた者・直接関係がある者・火災が発生した消防対象物の居住者又は勤務者)以外のものが、善意により初期消火に使用した自らの消火器を対象とします。

2 届出方法

協会又は消防署・分署・出張所に用意されている所定の届出書に記載して、協会へ提出(FAX 又は郵送可)してください。

3 事実決定

協会が、受理した届出書に基づき事実確認をした後、薬剤詰替え等を消防用設備等点検済表示登録会員に依頼し、薬剤詰替え等が完了します。

4 対象外の使用消火器

応急消火義務者が所有する消火器及び消防法に基づく防火対象物に設置されている消火器、公的に設置されている消火器は対象外となります。

5 届出先

財団法人 岐阜県消防設備保安協会

〒500-8385 岐阜市下奈良 3-11-6 岐阜県防災交流センター内

TEL058-277-7175 FAX058-276-7347